

平成29年6月1日

株主各位

広島県東広島市鏡山三丁目13番26号
株式会社広島テクノプラザ
代表取締役 三島 裕三

株式に係る株券を発行しない旨の定款変更に関する公告

当社においては、平成29年6月9日開催予定の第27回定時株主総会において、「株券の種類
の定めを廃止し、新たに株券の不発行の定めを設ける」当社定款の一部変更議案（以下「本議案」
という。）を提出する予定としておりますので、下記事項を公告いたします。

記

- 1 本議案が可決承認された場合、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律76条4
項によりみなされている株券を発行する旨の当社の定款の定めは廃止されます。
- 2 前記1の定款変更は、平成29年6月15日に効力が生じます。
- 3 当社の発行している株券は前記2の日に無効となります。